

令和2年3月25日発表

東松山市民文化センターご利用の皆様へ

### 新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休館延長について

この度の新型コロナウイルス感染症拡大のリスクを低減する観点から、東松山市民文化センターを臨時休館させていただいておりますが、下記のとおり休館期間が延長となりました。

ご不便をおかけして申し訳ありませんが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

◎休館期間：令和2年4月12日（日）まで

◎窓口業務は行います（8：30～17：15）

施設利用料の還付手続き      令和2年4月12日までのご利用については全額還付  
変更ご希望のかたはご相談ください

チケットの返金手続き

※4月13日以降の状況については今後の感染の広がり等を確認し、ホームページ等で公表します。

[お問い合わせ先]

東松山市民文化センター事務局

埼玉県東松山市六軒町 5-2

TEL.0493-24-2011